

技 第 4 7 1 号
令和 8 年 8 月 6 日

島根県建設産業団体連合会長 様

島根県技術管理課長

建設工事における猛暑対策について（送付）

このことについて、別添のとおり通知しましたので、参考送付します。

問い合わせ先

土木部 技術管理課

土木設計基準係/農林設計基準係

TEL：0852-22-5941/5942

E-mail:sekisan-system@pref.shimane.lg.jp

写し

技 第 471 号

令和8年8月6日

農林水産部各関係課長
土木部各関係課長
隠岐支庁各関係局長
農林水産部各地方機関の長
土木部各地方機関の長

} 様

技術管理課長

建設工事における猛暑対策について（通知）

近年の猛暑の常態化を踏まえ、建設工事における猛暑対策について、従来の取組に加え、新たな取組を含め別紙のとおり整理しました。

については、工事内容や現場条件に応じて適切に対応するとともに、受注者から取組の申し出があった場合は、誠実かつ丁寧な対応に努めてください。

なお、本通知は、市町村へも別途参考送付しています。

記

1. 対象工事

農林水産部および土木部（建築住宅課を除く）が所管する工事
ただし、空港灯火工事は対象外とする。

2. 実施内容

別紙「建設工事における猛暑対策の実施について」のとおり

3. 適用日

本通知は、通知日以降適用する。

4. その他

本通知は、技術管理課のホームページに掲載します。また、「職員ポータルライブラリ」の下記登録先に併せて登録します。

土木部－技術管理課－01-03-434【設計積算基準関連通知】「建設工事における猛暑対策について」

問い合わせ先

土木部 技術管理課 土木設計基準係/農林設計基準係

無線：8-300-2-5941/5942 E-mail：sekisan-system@pref.shimane.lg.jp

建設工事における猛暑対策の実施について

1 趣旨

近年、夏季の猛暑が常態化する中、建設現場における熱中症リスクが高まっていることから、作業従事者の安全確保及び働きやすい施工環境の確保を図るため、発注段階から施工段階まで一体的な猛暑対策を実施する。

2 基本的な考え方

猛暑対策は、工事内容や現場条件を踏まえ、受発注者が熱中症対策に関する共通認識のもと実施するものとする。「3 実施する取組」に掲げる事項については、発注段階において必要な事項を考慮するとともに、施工段階においては必要に応じて受発注者間で協議の上、適切な対策を実施するものとする。

3 実施する取組

(1) 猛暑期間・時間を回避する取組

1) 発注段階における取組

ア 猛暑期間（7月～9月）を回避した工事発注【新規】

発注者は、事業全体の工程等を踏まえ、準備期間等が猛暑期間となるよう調整するなど、猛暑期間の現場施工を可能な範囲で回避した工事発注を行う。

2) 施工段階における取組

ア 猛暑時間の施工回避【新規】

受注者は、熱中症リスクの高い時間帯の施工を回避するため、発注者へ事前に報告の上、適宜施工時間を変更することができる。

また、周辺環境や交通への影響等が生じる場合は、必要に応じて受発注者間で協議し、関係機関や地元等との調整が必要な場合は、受発注者が連携して対応する。

なお、猛暑対策を目的とした施工時間の変更による労務単価の割増しは行わない。

【(参考) 施工時間変更例】

- ・勤務時間を通常の8時～17時から、6時～15時に変更。
- ・実作業は、6時30分～14時（前後は準備・後片付け等）までとし、熱中症による死傷者発生数が最も多い15時台を避けて作業を完了。

	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
通常の作業時間													
本事例の作業時間													

開始時間の前倒し

熱中症発生件数の多い

15時台の作業を避ける

イ 工期の設定・変更【従来から実施】

猛暑日日数（年毎の WBGT 値 31 以上の時間を日数換算し、5 か年平均したもの）を雨休率（港湾・漁港漁場工事においては供用係数）に加味し、工期を設定する。

猛暑により計画どおりの施工が困難となる場合は、必要に応じて工期を延伸するものとする。なお、当初発注時に見込んだ日数を超える猛暑日等（WBGT 値 31 以上の時間を日数換算したもの）により現場作業を休止し、工期を延長する場合は、その延長に伴う増加費用を建設工事積算基準「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」に基づき、適切に積算を行うものとする。

（２）猛暑対策に必要な経費等の確保

１）熱中症対策に係る経費

ア 熱中症対策に係る現場管理費補正【従来から実施】

塩飴や経口補水液、空調服など、主として作業員個人に対する対策を実施する。費用については、工事期間中の日最高気温又は暑さ指数（WBGT）の状況に応じて、現場管理費を補正する。

イ 現場環境改善費の活用【従来から実施】

ミストファンや日よけテント、大型扇風機など、現場の施設や設備に関するものについて実施する。費用については、現場環境改善費として適切に計上する。

４ 好事例の横展開

猛暑対策に関し、受発注者双方の取組のうち、他工事への横展開が可能な好事例がありましたら、発注者は取組内容について技術管理課まで情報提供をお願いします。

Mail : sekisan-system@pref.shimane.lg.jp